

平成24年度

監査実施結果報告書

平成25年5月

杉並区監査委員

目 次

平成24年度 監査の概要

| | |
|--------|---|
| 1 基本方針 | 1 |
| 2 実施状況 | 1 |

各種監査について

| | |
|-------------------|----|
| 1 定期監査 | |
| 1 実施期間 | 4 |
| 2 重点事項 | 4 |
| 3 方法 | 4 |
| 4 対象 | 4 |
| 5 結果 | 5 |
| 2 工事監査 | |
| 1 実施期間 | 10 |
| 2 方法 | 10 |
| 3 対象 | 10 |
| 4 結果 | 11 |
| 3 財政援助団体等監査 | |
| 1 実施期間 | 14 |
| 2 方法 | 14 |
| 3 対象 | 14 |
| 4 結果 | 14 |
| 4 行政監査 | |
| 1 テーマ選定の趣旨 | 20 |
| 2 実施期間 | 20 |
| 3 方法 | 20 |
| 4 対象債権及び対象部局 | 20 |
| 5 結果 | 21 |
| 5 住民監査請求による監査 | 24 |
| 平成24年度 杉並区監査方針 | 26 |
| 平成24年度監査に関与した監査委員 | 29 |

平成24年度 監査の概要

1 基本方針

平成24年度の監査は、公正かつ効率的な行財政運営の確保に資するため、次の点を基本に、実施することとしました。（別紙：「平成24年度杉並区監査方針」）

- （1）事務事業について、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から検証し、必要に応じて事務や事業の改善を求める。
- （2）指摘等に対する改善状況を適切に把握し、監査の実効性を高める。
- （3）区政の透明性と信頼性を高めるため、監査結果等の情報は、速やかに区民に公表する。

2 実施状況

監査等の実施状況は以下のとおりです。

1 定期監査（地方自治法（以下「自治法」という。）199条1項及び4項）

区において執行された財務事務を主に、基本的な監査として実施しました。

対象：庁内各課及び庁外64施設

結果：指摘事項が14項目23件、注意事項が5項目6件、意見・要望事項が3項目3件ありました。

2 工事監査（自治法199条1項及び5項）

随時監査として、区において執行された工事を対象に、計画・施工等の技術的な面と経済性・効率性などの財務的な面等を監査しました。

対象：建築工事4件、土木工事1件

結果：全体として適正であると認められましたが、注意事項が1項目1件、意見・要望事項が6項目9件ありました。

3 財政援助団体等監査（自治法199条7項）

区が補助金等を交付した団体、出資している団体、区立施設の指定管理者を対象に、補助金の使途、事業運営状況等を監査しました。

対象：補助金等交付団体80団体、出資団体4団体、指定管理者3団体

結果：指摘事項が2項目2件、注意事項が2項目2件、意見・要望事項が1項目1件ありました。

4 行政監査（自治法199条2項）

区の事務事業の中から、テーマを選定して監査しました。

テーマ：収入未済対策について

結果：区の収入未済対策について各債権ではそれぞれ工夫や努力はなされているが、取組内容には「濃淡」があり、改善の余地が大きいとし、収入未済縮減の取組における主要な問題と課題について、6項目にわたり意見・要望を述べました。

5 住民監査請求による監査（自治法242条）

区長等の執行機関や職員による公金の支出、財産の取得又は管理等が違法又は不当であるとして提出された住民監査請求について監査しました。

請求：7件

結果：一部を認容し区長に対して必要な措置を講じるように勧告したもの2件、請求人の主張に理由がないので棄却したもの2件、自治法242条1項に定める要件を欠いているので却下したもの2件ありました。このほか取り下げられたものが1件ありました。

6 決算等審査（自治法233条2項及び241条5項）

区長から付託された一般会計及び特別会計に係る決算並びに基金の運用状況について、審査しました。

対象：決算4件、基金3件

結果：計数に誤りはなく、予算執行、財産管理及び運用基金の管理は全体として適正であると認められました。決算審査意見書には、決算審査の結果を概括した総合的判断及び今後の区政運営について7項目の意見・要望を付しました。

7 健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律3条1項）

区長から付託された健全化判断比率等について、審査しました。

対象：健全化判断比率4件、健全化判断比率に関する算定様式

結果：適正に算定され、計数に誤りはなく、財政が健全であることが認められました。

8 例月出納検査（自治法235条の2第1項）

区の現金の出納について、毎月例日を定めて検査するとともに、財政収支の動向や資金の運用状況等について報告を受けました。

対象：各会計の現金及び歳入歳出外現金

結果：各月の計数に誤りはなく、現金や証書類の保管は適正であることを確認しました。

各監査結果における指摘事項等については、次のような対応をしています。

指摘事項：文書により改善措置報告を受け、措置内容を公表しています。

注意事項：文書により是正又は改善状況について報告を受けています。

意見・要望事項：必要に応じて文書により報告を受けています。

指摘事項：内容が重大であると判断したもの

注意事項：指摘事項に比較し軽易なもの

意見・要望事項：その趣旨を今後の事務事業等に活かすよう求めるもの

各種監査について

定期監査、工事監査、財政援助団体等監査、行政監査、住民監査請求による監査のあらまはは、以下のとおりです。（なお、監査結果等は要約しています。）

1 定期監査

1 実施期間

平成24年4月から平成25年3月まで

2 重点事項

監査を効果的に実施するために、次の重点事項を設けました。

- (1) 随意契約について
- (2) 委託料について
- (3) 収納事務について

3 方法

提出された監査資料に基づき、関係部課長からの説明聴取、質疑応答及び関係資料と諸帳簿、帳票等の照合や証拠書類の確認を行いました。また、庁外施設については、施設の管理状況等の実地監査を行いました。

4 対象

庁内全部局及び施設規模などにより選定した下記の庁外64施設を対象にしました。

- (1) 区民生活部（7施設）
区民（駅前）事務所（4所）、地域区民センター（2所）、区外宿泊施設「弓ヶ浜クラブ」
- (2) 保健福祉部（30施設）
杉並福祉事務所、杉並福祉事務所高円寺事務所、こすもす生活園、ゆうゆう館（4館）、保育園（8園）、保育室下高井戸、成田西子供園、児童館（9館）、杉並保健所、保健センター（2所）、衛生試験所
- (3) 都市整備部（3施設）
南公園緑地事務所、公園管理事務所（2所）
- (4) 環境部（1施設）
杉並清掃事務所
- (5) 教育委員会（23施設）
済美教育センター、社会教育センター、中央図書館、地域図書館（2館）、小学校（11校）、中学校（6校）、松ノ木運動場・和田堀公園野球場

5 結果

指摘事項が14項目23件、注意事項が5項目6件、意見・要望事項が3項目3件あり、改善を求めた。

なお、このほかに比較的軽微で現場指導とした事項が16項目1,376件あった。

(1) 指摘事項

< 随意契約について >

ア 支払先を誤って支出していたもの

杉並区会計事務規則によると、支出命令書を発行するときは債権者名及び支の内容等を調査し、支出命令書を受けた審査出納員は法令及び請書等に基づき審査しなければならないとされている。しかしながら、支出命令書に契約相手方の債権者名が誤入力され、実際の契約先ではない事業者に対して代金が支払われていた。

(保育課、子ども家庭支援担当)

イ 適正な競争によらずに契約していたもの

- ・ 地方自治法施行令によると、特殊な技術又は設備等を必要とし競争入札に適さない場合には、業者指定による随意契約ができるとされているが、物品購入や修理等に当たり、対応可能な業者が複数あるにもかかわらず特段合理的な理由がなく業者を指定しているものがあった。

(保育課、地域保健課、みどり公園課、高円寺中学校)

- ・ 杉並区契約事務規則及び契約事務の手引きによると、一定金額の案件においては複数の者から見積書を徴した場合に随意契約ができるとされているが、物品購入や修理等に当たり、当該契約業者からのみ見積書を徴取し契約しているものがあった。

(高円寺中学校、高南中学校、松溪中学校)

ウ 不適切な分割発注をしていたもの

杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則によると、課長又は学校長に権限が委任されている請負契約などの限度額は1件50万円以下とされている

- ・ 契約日、納入期限が同一であり1契約として処理すべき50万円を超える印刷請負契約であるにもかかわらず、3分割し主管課契約していた。

(子育て支援課)

- ・ 学校長に委任されている修理契約の限度額は1件50万円以下であるにもかかわらず、機器の取替修理をするに当たり、合理的な理由がなく分割して学校長名で契約していた。

(高南中学校)

< 委託料について >

エ 業務の履行がされていないにもかかわらず、支出がされていたもの

杉並区契約事務規則及び杉並区会計事務規則等によると、検査員は契約の履行を確認し、支出命令者等は支出の内容が法令又は契約に違反する事実がないかを調査しなければならないとされているが、杉並芸術会館開館による地域経済活性化等市場調査委託契約において、報告書の納品がないにもかかわらず、委託料を支払っていた。（文化・交流課）

< 収納事務について >

オ 歳入調定が適正に行われていなかったもの

杉並区会計事務規則によると、歳入を収入しようとするときは、所属年度、歳入科目、納入金額、納入者等を調査決定（調定）しなければならないとされている。しかしながら、平成23年度及び平成24年度の後期高齢者医療保険料について、保険料を決定し、納入通知書を送付したにもかかわらず、数箇月間にわたり調定が行われず、収入済額が調定額を大幅（最大20億円超）に上回る状態が続いていた。（国保年金課）

カ 返還請求処理が適切にされていなかったもの

生活保護法によると、保護の実施機関は保護受給者に保護費返還義務が生じた場合は、速やかに返還請求額を確定し返還を求めなければならないとされているが、生活保護費弁償金について、返還事由の判明後、3～7箇月間経過してから請求が行われていた。（福祉事務所高円寺事務所）

キ 収納処理が適正に行われていなかったもの

杉並区会計事務規則等によると、歳入金を収納したときは、領収書を納入者に交付し、同時に区の控え（証拠書類）として原符を保管するとされているにもかかわらず、障害者通所施設の給食費について、一部に領収書や原符が作成されていないものや原符の金額に誤りのあるものがあった。（こすもす生活園）

< 予算の執行状況について >

ク 予算の見積りが適切にされていなかったもの

杉並区予算事務規則によると、予算の編成に当っては、合理的な基準により経費を算定し、計上しなければならないとされている。しかしながら、平成23年度国民健康保険事業会計予算における療養諸費について、平成24年第1回区議会定例会において5億1,300万円余の減額補正を行ったが、最終的に平成23年度末の療養諸費（一般被保険者療養給付費）の支払に6億2,200万円余の不足が生じ、平成24年度予算による過年度支出で対応していた。（国保年金課）

ケ 不納欠損処理が適正に行われていなかったもの

会計事務の手引きによると、歳入に欠損となったものがあるときは、出納整理期間が終わる5月31日までに不納欠損として収入未済額より控除しなければならないとされている。しかしながら、国民健康保険の療養給付費等返納金について、平成23年度に432万円余が時効で消滅していたにもかかわらず、出納整理期間内に不納欠損処理がされていなかった。（国保年金課）

コ 決裁権限を超えて決裁されていたもの

杉並区教育委員会職務権限規程によると、1,000万円を超える補助金等の交付申請の権限は、事務局次長等とされているが、永福小学校屋内運動場棟改築及び既存校舎改修に係る公立学校施設整備費国庫負担金（6,700万円余）の交付申請が課長決裁で行われていた。（学校整備課）

サ 物損事故に係る報告、保険金請求手続がされていなかったもの

庁有車に関する事故が発生したときは、杉並区庁有車の管理等に関する規則による交通事故発生報告書を提出するとともに、自動車総合保険の請求手続をとることとされているが、ごみ収集作業中の清掃車が起こした店舗の看板を破損した物損事故の処理に当たって、報告書の提出や当該補修に係る保険金請求手続がされていなかった。（杉並清掃事務所）

シ 区内事業者が対応できない設計となっていたため、工事契約ができなかったもの

公園内の小型消防用ポンプ格納庫の設計委託において在来工法による条件を付さなかったため、区内事業者が対応できない特殊な工法による設計となった。このため、杉並区競争入札実施要綱に基づく区内事業者に限定した一般競争入札に付すことができず、平成23年度中に設置工事をすることができなかった。（防災課）

ス 前渡金を使わずに立替払をしていたもの

杉並区会計事務規則によると、事業現場等で直接支払を必要とする経費などに充てるために必要な資金は、請求に基づき前渡することができることとされているが、必要な資金が学校に前渡されていたにもかかわらず、児童輸送タクシー代等の支払に当たり、職員が立替払を繰り返していた。（杉並第二小学校）

< 勤怠管理について >

セ 休暇・職免の承認及び週休日の変更の手続が適正に行われていなかったもの

杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則及び杉並区立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程によると、学校長の休暇・職免の承認及び週休日の変更は、教育長が行うとこととされて

いる。しかしながら、学校長の休暇・職免の申請及び週休日の変更について、教育長の承認印を受けていないなど長期にわたり手続が適正になされていないなどあった。
(杉並第十小学校、高南中学校)

(2) 注意事項

< 随意契約について >

ア 区外業者からのみ見積書を徴取していたもの

杉並区競争入札実施要綱によると、当分の間、予定価格500万円未満の契約相手は原則として区内業者に限定されているが、区内業者が対応可能な印刷請負契約であるにもかかわらず、区外業者からのみ見積書を徴取し、契約していた。

(子育て支援課、子ども家庭支援担当)

< 収納事務について >

イ 売上代金の請求手続を適切に行っていなかったもの

すぎ丸商品の販売委託契約において、区は四半期ごとに受託事業者から商品販売実績の報告を受け、売払代金を受託事業者に請求することとされているにもかかわらず、第2及び第3四半期分の物品売払代金の請求を第4四半期分と合わせて平成23年度末に行っていた。

(交通対策課)

< 予算の執行状況について >

ウ 政務調査費収支報告書等に不備があるもの

「政務調査費の支出に関する事務処理について」により、政務調査費に係る領収書等の取扱いや記載事項等を具体的に定められている。しかしながら、政務調査費の収支報告書等に添付された出納簿(写)及び領収書等に、必要事項の記載が漏れているものなどがあった。

(区議会事務局)

エ 旅行雑費の支給が不適切であったもの

杉並区職員の旅費に関する条例によると、公務上の必要等により近接地内のホテル等に宿泊する場合の旅行雑費は、1夜につき600円とされている。しかしながら、近接地内の宿泊(1泊)に伴う旅行雑費を2夜分支給していた。

(選挙管理委員会事務局)

< 現金及び物品の出納保管状況について >

オ 重要備品等が適切に管理・活用されていないもの

杉並区物品管理規則によると、重要備品等の物品は適正に管理(保管・供用等)することとされている。しかしながら、絵画について、所要の貸出手続が行われていない、長期にわたり活用が図られていない、といった適切に管理されていないものがあった。

(中央図書館)

(3) 意見・要望事項

<土地及び建物の保管状況について>

ア 学校開放事業による施設利用に伴う使用料について

学校開放事業の使用料は、規則で定める団体が使用する場合は、校庭照明設備の使用料を除き無料とされているが、この間、学校の改築等に伴い開放用の更衣室、シャワールーム等が順次整備されるなど環境は変化している。適正な受益者負担のあり方について、事業の目的、経過を踏まえるとともに区立体育施設との均衡等を考慮し、検討されたい。(生涯学習推進課)

イ 軽食コーナーの事業者に対する営業許可について

中央図書館における軽食コーナーの事業者は、平成10年度に公募により選定されて以降、営業許可期間を1年として営業内容が良好で特別の事由がないかぎり更新するとしている業者選定方針により毎年度更新され、他の事業者の応募の機会は設けられていない。公の施設内における営業許可の期間及び事業者選定・更新のあり方等について、競争性、透明性を確保する観点から検討されたい。(中央図書館)

ウ 保育室の床の改修等が必要なもの

東日本大震災により、保育室(2室)の床が中央に向かって傾斜した。そのうち1室(3歳児保育室)については平成24年度に改修されたが、もう1室(4歳児保育室)については未改修であった。保育室は園児の健全な育成にとって中心的な場所であるので、早急に改修されたい。(成田西子供園)

2 工事監査

1 実施期間

平成24年7月から平成25年4月まで

2 方法

- (1) 提出された監査資料に基づき、関係部課長からの説明聴取、質疑応答及び関係資料の確認を行うとともに、工事施工状況等を実地監査しました。
- (2) 設計、積算、施工等の専門的技術分野に関する事項については、専門的知識を有する技術士の団体（特定非営利活動法人地域と行政を支える技術フォーラム）に工事技術調査を委託し、その調査報告を監査の参考としました。

3 対象

平成24年度に着手した工事及び平成24年度以降に竣功となる工事で、契約金額1億5,000万円以上の工事又は契約金額1億5,000万円未満の重要性、話題性のある工事から選定した次の5工事を対象にしました。

(1) 杉並区立井草中学校改築建築工事等(竣功監査)

対象課：営繕課、施設整備担当、経理課、学校整備課

工期：平成22年6月22日から平成24年7月31日まで

契約金額：3,036,694,080円

構造規模：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上4階建て

敷地面積 14,049.50 m²

建築面積 5,084.99 m²

延床面積 10,226.51 m²

(2) 杉並区立永福小学校屋内運動場棟改築及び既存校舎改修建築工事等(竣功監査)

対象課：営繕課、施設整備担当、経理課、学校整備課

工期：平成23年6月30日から平成24年11月30日まで

契約金額：1,029,241,500円

構造規模：鉄筋コンクリート造 地上3階建て(屋内運動場棟)

鉄筋コンクリート造 地上4階建て(既存校舎)

敷地面積 11,060.43 m²

建築面積 3,299.95 m²

延床面積 6,151.81 m²

(3) (仮称) 杉並区大宮前体育館移転改築建築工事等 (中間監査)

対 象 課 : 営繕課、施設整備担当、経理課、スポーツ振興課

工 期 : 平成 23 年 12 月 13 日から平成 25 年 12 月 13 日まで

契約金額 : 3,080,370,247円

構造規模 : 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下 2 階・地上 2 階建て

敷地面積 6,184.47 m²

建築面積 2,958.89 m²

延床面積 5,758.31 m²

(4) 杉並区立高井戸第二小学校改築及び併設 1 施設建設建築工事等 (中間監査)

対 象 課 : 営繕課、施設整備担当、経理課、学校整備課、児童青少年課

工 期 : 平成24年6月28日から平成26年3月14日まで

契約金額 : 2,839,866,750円

構造規模 : 鉄筋コンクリート造 地上3階・地下1階建て

敷地面積 12,070.80 m²

建築面積 4,759.96 m²

延床面積 9,832.97 m²

(5) 補助第 2 2 7 号線概成区間整備工事 (期) (竣工監査)

対 象 課 : 経理課、土木計画課、杉並土木事務所

工 期 : 平成24年10月9日から平成25年3月22日まで

契約金額 : 61,864,950 円

主な工種 : アスファルト舗装工、歩道透水性ブロック舗装工、視覚障害者ブロック舗装工、
街きよ工

4 結 果

全体としては適正であると認められたが、注意事項が 1 項目 1 件、意見・要望事項が 6 項目 9 件あり、改善を求めた。

(1) 注意事項

- ・ 統括安全衛生責任者の選任報告について

労働安全衛生規則によると、事業者は統括安全衛生責任者を選任したときは、遅滞なく当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に報告書を提出しなければならないとされている。

しかしながら、本件工事において、統括安全衛生責任者を選任した報告書が労働基準監督署長に提出されていなかった。

(杉並区立永福小学校屋内運動場棟改築及び既存校舎改修建築工事等)

(2) 意見・要望事項

ア 工事の契約変更について

本工事においては、沿道の店舗等との調整に時間を要したこと、その調整の結果、夜間の時間帯の工事が増えたこと等により、工期及び金額の契約変更が行われている。

今後、工事の発注に当たっては、事前に必要な調査等を十分に行い、工期や契約金額に変更が生じないように努められたい。

(補助第227号線概成区間整備工事(期))

イ 工程管理について

工事においては、作業工程や進捗状況などを常に把握し工程管理を適正に行わなければならない。しかしながら、本工事において、工程に遅れが生じ始めていたにもかかわらず、作業工程の速やかな提示や進捗状況の報告について請負者に対する指導が十分ではなかった。

作業工程や進捗状況の把握は適正に行われたい。

(補助第227号線概成区間整備工事(期))

ウ 区内事業者の活用について

区は、杉並区入札・契約制度臨時的緊急措置の実施に伴い、区発注案件の契約希望事業者に対し、下請負を必要とする場合には区内事業者を優先するよう要請している。しかしながら、本件建築工事の下請負に占める区内事業者の割合は1割程度であった。実情を把握したうえで、入札・契約制度臨時的緊急措置の趣旨を踏まえ、下請負に区内事業者がより活用されるよう検討されたい。

(杉並区立井草中学校改築建築工事等、杉並区立永福小学校屋内運動場棟改築及び既存校舎改修建築工事等、(仮称)杉並区大宮前体育館移転改築建築工事等、杉並区立高井戸第二小学校改築及び併設1施設建設建築工事等)

エ 学校施設・設備基準について

区立学校の施設・設備については、学校間格差の是正と適正な水準の維持・確保を図るために「学校施設・設備基準(平成4年4月改訂)」が設けられている。この間、改築等が行われた学校では各学校の校舎改築検討協議会の意見などを踏まえ、教室に隣接したオープンスペースの確保、ラーニングルームやランチルームの設置、地域開放に伴う諸施設の整備などが図られてきており、床面積が増加傾向にあるとともに、当該基準との乖離が生じている。

改築校等の施設・設備の内容を教育的効果の観点から十分検証するとともに、施設建設・維持コストの観点、学童クラブの併設等の課題を考慮し、当該基準の見直しについて検討されたい。

(杉並区立高井戸第二小学校改築及び併設1施設建設建築工事等)

オ 工事現場の仮囲いについて

本工事における仮囲いについては、仕様書において高さ3mの万能鋼板と指定されているが、美観については事業者の自主性に委ねられていた。建築工事に伴う仮囲いは周辺環境に影響を及ぼすので、周辺の住環境や景観に配慮した望ましいものとなるよう取り組まれたい。

(杉並区立井草中学校改築建築工事等)

カ 屋内運動場の空調設備について

屋内運動場棟は、改築に当たり敷地南側の住戸に近接するため、騒音対策として窓を常時閉めることとし、代替手段として空調設備が設置されている。

小中学校の普通教室に設置された空調設備については、平成20年7月に利用基準が設けられ運用されているところであるが、屋内運動場の空調設備についても、その用途等に即した利用基準を設け、適切に運用されたい。

(杉並区立永福小学校屋内運動場棟改築及び既存校舎改修建築工事等)

3 財政援助団体等監査

1 実施期間

平成24年6月28日から平成25年3月22日まで

2 方法

提出された監査資料に基づき、関係部課長からの説明聴取、質疑応答及び調査を行うとともに、6団体については実地監査しました。

3 対象

別表（16ページ参照）の団体を対象にしました。

（1）補助金等交付団体（80団体）

ア 平成23年度、新規に100万円以上の補助金等の交付を受けた団体（57団体）

イ 平成23年度の補助金等交付額が1,000万円以上の団体（新規を除く。）のうち、おおむね4分の1の団体（17団体）

ウ 監査委員が指定する団体

過去の監査実施状況、区政の課題、話題性等から指定する団体（3団体）

無作為抽出により指定する団体（3団体）

（2）出資団体（資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を区が出資している団体）（4団体）

（3）公の施設の指定管理者のうち、指定する団体（3団体）

4 結果

指摘事項2件、注意事項が2件、要望事項が1件あり、改善を求めた。

（1）指摘事項

ア 施設の維持管理が適切にされていないもの

知的障害者通所授産施設ひまわり作業所は、民営化に伴い平成17年度から団体に無償貸与されており、土地及び建物使用貸借契約書によると、賃借物件に汚損、破損等が生じたときは区に届け出て、大規模修繕は区が、それ以外の小修繕は団体が行うこととされている。

しかしながら、同施設の管理状況には、団体から所管課に報告されたものの、玄関ホールの木製床の一部が長期間の雨漏りによって腐食している、1階の「だれでもトイレ」は自動扉の故障により長期間にわたり使用が禁止されている、といった未解決の問題があった。

（社会福祉法人済美会（ひまわり作業所）、障害者生活支援課）

イ 補助金等が過払となっていたもの

杉並区南北バスけやき路線運行事業に係る補助金等について、 運送収入についての集計の誤りによる過大な補助金申請、 車両購入に伴う自賠責保険料等についての誤った負担金申請、 といった事業者からの誤った申請に対し、 点検を怠り補助金等が過払されていた。

(京王バス東株式会社(南北バスの運行)、交通対策課)

(2) 注意事項

ア 基本協定書の表現が当該公の施設の目的と合致していないもの

杉並区が指定管理者との間で取り交わす基本協定書は、当該公の施設の位置付け、指定管理の目的などを明確にするものとされている。

しかしながら、大田黒公園に関する基本協定書での指定管理者の指定の意義については、企画課が示した基本協定書モデルの表現(「区民の健康の増進と福祉意識の高揚および各種福祉サービスの効果および効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図ることにある」)がそのまま使用されており、区立公園の指定管理の性質、目的等とはそぐわない内容となっていた。

(箱根植木株式会社(大田黒公園)、みどり公園課)

イ 指定管理者に管理させる物品リストが不十分なもの

公の施設を指定管理者による管理とするに当たっては、当該施設にある区の所有物を明確にしておく必要がある。

しかしながら、大田黒公園の記念館に置かれたグランドピアノは、指定管理者が管理する備品一覧に記載されておらず、蓄音機や応接セットなども物品の一覧等が作成されていなかった。

(箱根植木株式会社(大田黒公園)、みどり公園課)

(3) 要望事項

・ 大田黒公園記念館について

大田黒公園は、平成23年度から指定管理者制度が導入され、夏季早朝開放など民間の柔軟な発想や創意工夫が取り入れられつつあるが、同公園の記念館は、ピアノ等の展示を旨とする従来からの方針の下で活用が十分に図られているとはいえない状況にあった。

所管課においては、今後の記念館の適切で柔軟な活用のあり方について指定管理者とも協議し、検討されたい。

(箱根植木株式会社(大田黒公園)、みどり公園課)

別表 監査実施団体(は実地監査を実施)

(1) 補助金等交付団体 (80団体)

ア 平成23年度、新規に100万円以上の補助金等の交付を受けた団体 (57団体)

| | 監査実施団体 | 補助対象・事業等 |
|----|--|--|
| 1 | 和泉仲通り商栄会 | 商店街装飾灯建設等助成対象商店会 |
| 2 | 六三会商店会 | |
| 3 | 宿町商興会 | |
| 4 | 日大二高通り商店会 | |
| 5 | 高円寺南中央通り商店会 | |
| 6 | 高円寺銀座商店会協同組合 | 商店街装飾灯建設等助成対象商店会 経済交流事業補助対象商店会 商店街いらっしやいマップ事業対象商店会 |
| 7 | 女子大通り商和会 | 商店街装飾灯建設等助成対象商店会 商品券取扱商店街 (プレミアム付商品券事業助成) |
| 8 | 高円寺あづま通り商店会 | 商店街装飾灯建設等助成対象商店会 商品券取扱商店街 (プレミアム付商品券事業助成) 商店街いらっしやいマップ事業対象商店会 |
| 9 | 富士見丘商店会 | 元気を出せ商店街事業 (イベント) 補助対象商店会 |
| 10 | 荻窪日の出商店街 | |
| 11 | 阿佐谷商店街振興組合 | 商店街施設整備助成 経済交流事業補助対象商店会 |
| 12 | 社会福祉法人東京都知的障害者育成会 | 障害者グループホーム建設助成 |
| 13 | 社会福祉法人済美会 (ひまわり作業所) | 障害者自立支援法の通所施設運営事業者 (運営費・交通費等) 障害福祉サービス事業者等 (障害者自立支援法体系への移行促進助成) |
| 14 | 社会福祉法人視覚障害者支援総合センター (チャレンジ) | 障害者自立支援法の通所施設運営事業者 (運営費・交通費等) |
| 15 | 社会福祉法人かたつむり会 (ワークショップ・かたつむり) | |
| 16 | 特定非営利活動法人ラルゴ (工房ラルゴ) | |
| 17 | 社会福祉法人済美会 (グッドスマイル) | 重度知的障害者施設 |
| 18 | 一般社団法人ワークみらい | 障害者通所施設 (送迎サービス事業費助成) |
| 19 | 社会福祉法人竹恵会 | 特別養護老人ホーム耐震補強工事経費助成 |
| 20 | 社会福祉法人救世軍社会事業団 | 特別養護老人ホーム建設助成 |
| 21 | 株式会社日本ケアリンク (せらび杉並) | 認知症高齢者グループホーム建設助成 小規模多機能型居宅介護施設建設助成 短期入所生活介護等建設助成 認知症高齢者グループホーム等開設準備経費助成 小規模多機能型居宅介護施設開設準備経費助成 |
| 22 | 株式会社ジャパンケアサービス (グループホーム遊宴堀ノ内、ハッピー堀ノ内・デイサービス) | 認知症高齢者グループホーム建設助成 認知症対応型通所介護建設助成 認知症高齢者グループホーム等開設準備経費助成 |
| 23 | 有限会社グループポエンデ (グループポエンデ井荻) | 認知症高齢者グループホーム建設助成 |
| 24 | 有限会社メディカル・ケア・サービス山中 (グループホーム太陽) | 認知症高齢者グループホーム等開設準備経費助成 |
| 25 | 株式会社ほおずき (仮称グループホームあさがや) | |

| | 監査実施団体 | 補助対象・事業等 | |
|----|--------------------------------------|---|---|
| 26 | 株式会社日本保育サービス（アスク明大前保育園） | 認証保育所 | |
| 27 | 一般財団法人幼保園シャローム（幼保園ベビーサロン新中野） | | |
| 28 | 株式会社サクセスアカデミー（にじいろ保育園中野） | | |
| 29 | 株式会社マーテル（ゆりかご赤堤園） | | |
| 30 | 株式会社ピノコーポレーション（ピノキオ幼児舎中野園） | | |
| 31 | 株式会社小学館集英社プロダクション（小学館アカデミーあらいやくし保育園） | | |
| 32 | 株式会社ポピンズコーポレーション（ポピンズナーサリースクール三鷹） | | |
| 33 | 株式会社ニチイ学館（ニチイアイリスキッズ曙橋保育園） | | |
| 34 | 株式会社マーテル（ゆりかご保育園） | | |
| 35 | 株式会社ポピンズコーポレーション（ポピンズナーサリースクール経堂） | | |
| 36 | ひまわり保育室 | | |
| 37 | 株式会社マミーズエンジェル（マミーズエンジェル高円寺駅前保育園） | | 認証保育所 認証保育所新規設置者（開設準備経費の補助） |
| 38 | 株式会社我喜大笑（保育園夢未来井荻園） | | 認証保育所 認証保育所新規設置者（開設準備経費の補助） 認証保育所設置者（防災対策費助成） |
| | | 認証保育所 認証保育所設置者（防災対策費助成） | |
| | | 認証保育所 認証保育所設置者（防災対策費助成） | |
| 39 | 株式会社京王子育てサポート（京王キッズプラッツ永福町） | 認証保育所 認証保育所設置者（防災対策費助成） | |
| 40 | 株式会社ピノコーポレーション（ピノキオ幼児舎新高円寺） | 認証保育所新規設置者（開設準備経費の補助） | |
| 41 | 石神井南幼稚園 | 認定こども園運営費助成 | |
| 42 | 株式会社三恭産業（保育室荻窪第四） | 杉並区保育室（委託型）委託事業者（施設拡充経費補助） 杉並区保育室（委託型）委託事業者（防災対策費助成） | |
| | | | |
| 43 | 学校法人野上学園（久我山幼稚園） | 私立幼稚園長時間預かり保育事業実施園 | |
| 44 | 株式会社ピノコーポレーション（ピノキオ幼児舎桃井保育園） | 私立保育園設置者（保育所開設に伴う改修費用助成） | |
| 45 | 医療法人社団赤恵会（赤川クリニック） | 区内医療機関（分娩手当助成） | |
| 46 | 豊島産婦人科 | | |
| 47 | クレスト西荻窪 | 精密診断実施者、耐震改修実施者 | |
| 48 | 有限会社オートショップ・ロイ | | |
| 49 | 宗教法人カトリック東京大司教区 | | |
| 50 | メゾン三浦管理組合 | | |
| 51 | 八正建設株式会社 | 住宅等高床化工事実施者 | |
| 52 | 有限会社ナベ企画 | | |
| 53 | 商店街振興組合久我山商店会 | 商店街カラー舗装実施商店会 | |
| 54 | 久我山平和会 | | |
| 55 | 西荻東銀座会 | 商店街装飾灯建設等助成対象商店会 | |
| 56 | 株式会社ケーエスココーポレーション | 屋上・壁面緑化等造成者 | |
| 57 | 宗教法人光明院 | | |

イ 平成23年度の補助金等交付額が1,000万円以上の団体（新規を除く。）のうち、おおむね4分の1の団体（17団体）

| | 監査実施団体 | 補助対象・事業等 |
|----|---------------------------------------|------------------------------|
| 1 | 杉並区職員互助会 | 職員の福利厚生 |
| 2 | 社会福祉法人杉並区社会福祉協議会 | 社会福祉活動の推進 |
| | | ボランティア活動支援事業助成 |
| | | 福祉サービス利用者保護事業 |
| | | 葬儀及び残存家財撤去補助 |
| 3 | 社会福祉法人東京家庭学校 | 障害者ショートステイ事業実施事業者 |
| 4 | よりみちくらぶネコのトランク | 心身障害者（児）地域デイサービス事業運営事業者 |
| 5 | フォスター | |
| 6 | 特定非営利活動法人あおば福祉会（リブレ、パルテ） | |
| 7 | 社会福祉法人杉並希望の家（希望の家） | 障害者自立支援法の通所施設運営事業者（運営費・交通費等） |
| 8 | 公益社団法人杉並区シルバー人材センター | 運営助成 |
| 9 | 社会福祉法人浴風会 | 特別養護老人ホーム等建設助成 |
| 10 | 特定非営利活動法人すぎなみ子育てひろばchouchou（ひととき保育上荻） | ひととき保育・つどいの広場運営事業者（運営助成） |
| 11 | 株式会社ニリア・パニー（ひととき保育宮前） | |
| 12 | ライフサポート株式会社（ゆらりんMOMOの家保育園） | 認証保育所 |
| | | 認証保育所設置者（防災対策費助成） |
| 13 | 株式会社ピノーコーポレーション（ピノキオ幼児舎荻窪園） | 認証保育所 |
| | | 認証保育所設置者（防災対策費助成） |
| 14 | コンビウイズ株式会社（コンビプラザ桃井保育園） | 認証保育所 |
| | | 認証保育所設置者（防災対策費助成） |
| 15 | 株式会社サクセスアカデミー（にじいろ保育園サクセス荻窪） | 認証保育所 |
| | | 認証保育所設置者（防災対策費助成） |
| 16 | 株式会社学研ココファン・ナーサリー（ココファン・ナーサリー浜田山） | 認証保育所 |
| | | 認証保育所設置者（防災対策費助成） |
| 17 | 学校法人アルウィン学園（玉成幼稚園） | 認定こども園運営費助成 |

ウ 監査委員が指定する団体（6団体）

| | 監査実施団体 | 補助対象・事業等 |
|---|----------------------|------------------------|
| 1 | 阿佐谷七夕まつり実行委員会 | 観光事業団体 |
| 2 | 京王バス東株式会社 | 南北バス運行事業者 |
| 3 | 白石建設株式会社 | 生けがき道づくりモデル路線生けがき整備実施者 |
| 4 | 杉並防犯協会 | 防犯協会維持運営 |
| 5 | 社会福祉法人サンフレンズ | 民営化した老人福祉施設運営補助 |
| | | 特別養護老人ホームの建設費助成 |
| 6 | 社会福祉法人虹旗社（杉並ゆりかご保育園） | 学校110番設置園 |
| | | 私立保育所設置者（防災対策費助成） |

（2）出資団体（4団体）

| | |
|---|-------------------|
| 1 | 財団法人杉並区勤労者福祉協会 |
| 2 | 一般社団法人杉並区成年後見センター |
| 3 | 財団法人杉並区障害者雇用支援事業団 |
| 4 | 財団法人杉並区スポーツ振興財団 |

(3) 公の施設の指定管理者 (3 団体)

| | 指定管理者 | 管理施設名 |
|---|---|-------------|
| 1 | 特定非営利活動法人劇場創造ネットワーク | 杉並芸術会館 |
| 2 | 箱根植木株式会社 | 大田黒公園 |
| 3 | 株式会社東京アスレティッククラブ・東京フットボールクラブ 株式会社・三菱電機ビルテクノサービス株式会社共同事業体 | 上井草スポーツセンター |

4 行政監査 「収入未済対策について」

1 テーマ選定の趣旨

区財政は依然として大変厳しい状況にあり、安定した歳入の確保は極めて重要な課題となっています。

しかし、収入未済総額は平成21年度以降100億円を超える規模にまで増大しています。平成23年度でみると収入未済の約86%は特別区税及び国民健康保険料が占めていますが、保育園費負担金、住宅使用料、貸付金返還金などの債権についても、歳入の確保、負担の公平性の観点から見過ごすことはできません。

そこで、収入未済対策を本監査のテーマとし、区の主な債権の収入未済縮減の取組について検証することとしました。

2 実施期間

平成24年10月25日から平成25年4月26日まで

3 方法

提出された監査資料に基づき、関係課長からの説明聴取、質疑応答及び調査を行いました。

4 対象債権及び対象部局

次表に掲げる対象債権について原則として平成23年度の対象部局における収入未済縮減の取組を監査の対象としました。

| 対 象 債 権 | 監 査 対 象 部 局 |
|--|----------------|
| 特別区民税（特別徴収分） 軽自動車税 | 区民生活部 課税課 |
| 特別区民税（普通徴収分） | 区民生活部 納税課 |
| 生業資金貸付金返還金 福祉人材修学資金貸付金返還金 | 保健福祉部 管理課 |
| 国民健康保険料 （国保）一般被保険者返納金 後期高齢者医療保険料 | 保健福祉部 国保年金課 |
| 老人福祉費負担金 | 保健福祉部 高齢者在宅支援課 |
| 介護保険料 | 保健福祉部 介護保険課 |
| 保育園費負担金 民営保育園費負担金 幼稚園使用料 子供園使用料 | 保健福祉部 保育課 |

| 対 象 債 権 | 監 査 対 象 部 局 |
|---|---------------|
| 学童クラブ費負担金 | 保健福祉部 児童青少年課 |
| 生活保護費弁償金 生活保護費過年度返還金 応急小口資金貸付金返還金 女性福祉資金貸付金返還金 | 保健福祉部 杉並福祉事務所 |
| 区営住宅使用料 区民住宅使用料 高齢者住宅使用料 | 都市整備部 住宅課 |
| 奨学資金貸付金返還金 | 教育委員会事務局 学務課 |

5 結 果

(1) 総括(基本的な評価)

各債権の収入未済対策については、それぞれ工夫や努力がなされており、9債権では平成23年度分の収入未済額、収入未済率がともに前年度よりも縮減するなど改善の傾向がある。しかし、その取組の内容には「濃淡」があり、様々な問題点も見受けられた。総じて、区の収入未済対策は改善の余地が大きく、取組のより一層の充実が求められているといえる。

(2) 意見・要望

以下、主要な問題と課題について、意見・要望を述べる。

ア 的確な徴収の目標と計画を定め、組織的な目標管理を

- ・ 的確な徴収計画を定め、担当組織内で共有する必要がある。各債権の徴収の現状と問題を分析・評価し、積極的な数値目標と重点方針、取組の年間スケジュールを定め、計画に基づき、職員が意欲を持って取り組めるよう組織的な目標管理を行うことが欠かせない。

イ 新たな滞納の発生を防ぐ取組の重視を

- ・ 各債権の制度の周知や納付意識の啓発に一層工夫して取り組むことが求められる。
- ・ 納付の利便性を高め、確実な納付が期待できる口座振替の利用率を向上させることが重要である。区民が自ら希望し受けているサービスに係る負担金・使用料では口座振替を原則とする取扱いを徹底し、利用率の低い債権では勧奨に取り組む必要がある。また、口座振替制度やコンビニ収納の拡大を検討し、導入の可否を判断することが求められる。
- ・ 生活保護費弁償金及び同費過年度返還金については、保護受給に伴う義務の徹底、収入の適時の調査把握など発生防止対策を強化することが重要であり、改善を望む。

ウ 滞納者に対する効果的な納付催告と粘り強い交渉を

早期対応を基本とし、効果的・計画的に取り組む

- ・ 滞納整理には早期対応を基本とし、滞納が発生した場合は、速やかに催告に着手し、できる限り現年度のうちに解消する取組の強化が求められる。
- ・ 催告は、各債権の収入未済の状況などに即して、文書、電話及び面談などの方法を効果的に組み合わせて全ての滞納者を対象に計画的な実施に努めるべきである。
- ・ 督促は重要な行政行為なので、督促状を発付していない債権については、法令の手續に従い発付しなければならない。

権限を適切に行使し、悪質な滞納は許さない

- ・ 財産調査や滞納処分の権限を行使していない強制徴収公債権（後期高齢者医療保険料、保育園費負担金など）については、滞納状況など必要に応じて権限を適切に行使できるよう知識・ノウハウを習得し、催告・納付交渉に取り組むべきである。
- ・ 長期に及ぶ滞納や高額な滞納がある者、特に、継続的に行政サービス（学童保育、区営住宅など）を利用しながら、納付の誠意をみせない者に対しては、様々な機会を捉え、強い姿勢で納付交渉に取り組むことが求められる。

エ 私債権などの適正管理に向けた諸課題の検討を

- ・ 自力執行権のない非強制徴収公債権及び私債権では、悪質で高額な滞納に対して、比較的簡便な法的手続で効果が見込まれる「支払督促」の実施について検討することを要望する。
- ・ 徴収困難な債権をいつまでも抱えることは滞納整理事務の停滞につながる。適用されていない徴収停止について、債権管理条例の規定を検証し適切な運用が図られるよう研究・検討することが望まれる。
- ・ 財産調査の権限がない非強制徴収公債権及び私債権では、滞納者の納付能力の見極めが難しい。個人情報保護制度上、原則として認められない滞納者の情報の共有の問題についても検討が求められる。

オ 徴収に係る専門知識・ノウハウの共有を

- ・ 職員が自信を持ち滞納整理に取り組むには、専門的な知識、ノウハウを習得し、職場に経験を蓄積・継承することが大事である。専門研修などの機会の積極的な活用、債権管理を所管する部署間で優れた取組やノウハウを共有する機会の設定、マニュアルの整備など意識的な手立てを講じることが求められる。

カ 民間資源の活用を含む効率的な体制の整備を

- ・ 今後、徴収コストを抑制し、効率的な体制を整備することが重要である。納付センター事業や債権管理回収等業務の委託を検証・評価し、民間資源の活用が有効と考えられる分野について導入の拡大を図るなど、今後の方向を

定めていく必要があるが、その際、職員と民間事業者の役割を明確にし、収納率向上に結び付けていくことが望まれる。

- ・ 再任用職員、嘱託員など多様な任用形態の職員の活用を考慮し組織体制を見直していくことも求められる。
- ・ 当面、特別区税関係の徴収（滞納整理）事務の集約化、納税課公売・調整担当部門の役割の拡大などについて検討を進めることが望まれる。
- ・ 国民健康保険については、同制度を取り巻く環境、徴収の現状などを改めて検証し、民間資源の活用を含め今後の効率的で効果的な徴収体制について検討し、整備していくことが望まれる。

5

住民監査請求による監査

提出された住民監査請求の概要及び監査の結果は次のとおりです。

| 件名及び請求の概要 | 監査の結果と判断の要旨 |
|--|--|
| <p>「勤労者福祉協会への補助金について」 (收受日：平成24年4月9日 補正書收受日：平成24年4月12日)</p> <p>外郭団体(公益法人)に派遣した区職員に対し杉並区が給与を支給することは、原則として「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」第6条に抵触し違法である。区が協会に支払った補助金のうち使途が人件費となっていたものについて、返還請求は行われておらず、区に損害を与えているので、損害の補填を求める。</p> | <p>却 下 (通知日：平成24年4月27日)</p> <p>本請求に係る補助金支出が最後にあった日(平成21年10月1日)から1年を経過しており、請求期間を徒過している。また、請求期間の徒過について、自治法第242条2項ただし書に定める正当な理由が示されていない。</p> |
| <p>「政務調査費について」 (收受日：平成24年4月25日)</p> <p>平成22年度の政務調査費のうち使途に疑義があり、あるいは説明が不十分と判断したもののについて、杉並区の被った損害額に関し、平成22年度政務調査費の交付を受けた会派及び議員に対して速やかに返還を求めるよう区長に勧告することを求める。</p> | <p>棄 却(一部認容) (通知日：平成24年6月22日)</p> <p>以下の部分を除き棄却する。 資料購入費のうち資料の名称が不明なもの、印刷費及び人件費のうち区政報告以外の部分が按分控除されていないものについては、不適切な支出と認定する。</p> <p>[意見] 専門委員会の第三者的なチェック機関としての位置付けと機能を高めることが強く望まれる。 課題等について、調査検討委員会が学識経験者等第三者による専門委員会とともに検討を進め、解決を図ることを望む。 会派及び議員には、政務調査費を効果的に活用し区議会の活性化を図るとともに、区民の納得と信頼を高めるよう期待する。</p> |
| <p>「勤労者福祉協会への補助金について」 (收受日：平成24年5月7日)</p> <p>外郭団体に派遣した区職員に対し杉並区が給与を支給することは、原則として「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」第6条に抵触し違法であり、協会には不法行為あるいは不当利得が成立する。協会に対し損害賠償請求あるいは返還請求は行われておらず、区に損害を与えているので、損害の補填を求める。</p> | <p>却 下 (通知日：平成24年5月21日)</p> <p>本件に係る損害賠償等請求権は、本件支出が財務会計法規に違反し違法とされて初めて発生するものであり、本件支出が違法か否かの判断をしなければならないので、請求期間の制限を受ける。本請求は、請求期間を徒過しており、請求期間の徒過について、自治法第242条2項ただし書に定める正当な理由は示されていない。</p> |

| 件名及び請求の概要 | 監査の結果と判断の要旨 |
|---|--|
| <p>「政務調査費について」 (収受日：平成24年 5 月23日)</p> <p>平成23年度 4 月分の政務調査費のうち、使途に疑義があり、あるいは説明が不十分と判断したものについて、杉並区の被った損害額に関し、平成23年度 4 月分の政務調査費の交付を受けた会派及び議員に対して、速やかに返還を求めるよう区長に勧告することを求める。</p> | <p>棄 却 (一部認容) (通知日：平成24年 6 月28日)</p> <p>以下の部分を除き棄却する。 政治団体の機関紙、労働組合役員としてのチラシは、会派の区政報告と見ることはできず、当該印刷費を不適切な支出と認定する。</p> |
| <p>「上井草スポーツセンター指定管理料支払について」 (収受日：平成24年 8 月31日)</p> <p>平成21、22、23年度の上井草スポーツセンターの指定管理料を、募集要項や基本協定書に明記された内容と異なる方法で支払を行っている。指定管理料の算出根拠が不明確で、自主事業の収支が翌年度の指定管理料設定にどのように反映されているのかも不透明なので、指定管理業務に要する支出額以上の金額が不当に支出されていると考えられる。</p> | <p>棄 却 (通知日：平成24年10月25日)</p> <p>指定管理料は年度協定書に基づき支払がされており、2 年目以降の指定管理料については自主事業の収支状況等を踏まえて協議・精査され算出されている。 一般に、経営努力の成果はインセンティブとして認められ、実績が計画を上回り生じた収益を指定管理料の減額に直結させない考え方は首肯できる。指定管理料の算定及び支払は、募集要項や基本協定書に反した不明確なものとは言えず、違法性・不当性は認められない。 自主事業に係る維持管理経費は、条例及び規則に基づき免除しており、指定管理業務の経費に上乗せされている事実はない。</p> |
| <p>「政務調査費について」 (収受日：平成25月 2 月 7 日)</p> <p>A 議員は同人名義で賃借した事務所を後援会に転貸し、後援会から賃借料を得ながらそれを秘匿し、当該賃借料を控除することなく、家主である B 氏との賃貸借契約に伴う契約賃借料を前提とした政務調査費の交付を受けた。この政務調査費に係る支出は条例・規則等に基づかない違法・無効なものである</p> | <p>棄 却 (通知日：平成25年 4 月 3 日)</p> <p>事務所が 1 室であり、実際の面積、事務所入口の看板表記、後援会の主たる事務所が別の住所であることから、対象部局及び議員の説明は首肯でき、後援会に転貸しているような実態はないと解することが自然である。 東京都選挙管理委員会に届け出た収支報告書等の記載は、本件事務所の賃借料のうち政務調査費として交付された金額を控除した残余について、資金管理団体から同議員に政治資金として支出されたことを表すものと認めることが相当であり、請求人の主張は採用することができない。 本件事務所の賃借料に係る政務調査費の支出は、使途基準及び使途基準細目で求める要件を満たしており、不適切とする理由はなく、違法・不当な点は認められず請求人の主張には理由がない。</p> |

平成24年度 杉並区監査方針

監査委員決定

平成24年2月24日

1 監査の基本方針

わが国の経済は、東日本大震災や円高などの影響により厳しい状況が続いている。今後、各種の政策効果などにより緩やかに回復していくことが期待されているが、欧州の政府債務危機を背景とした海外経済の更なる下振れリスク等があり、予断を許さない状況にある。

こうした状況下、平成24年度、杉並区は、「支えあい共につくる安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並」を区の将来像に掲げた新たな基本構想と総合計画をスタートさせる。その具体化の第一歩となる平成24年度一般会計の当初予算(案)は、「安全・安心」、「少子高齢化」、「まちづくり」の分野に重点配分され、前年度に比べ3.9%増の1,546億円余となっているが、歳入の根幹をなす特別区税は横ばいであり、基金や特別区債の活用等により編成されている。

区の財政は、引き続き厳しい状況が続くと想定される。したがって、区は、慎重な財政運営に努め、財政の健全性を堅持する中で、計画的・効率的な行財政運営を推進し、基本構想の実現に取り組んでいくことが求められる。

今年度の監査は、こうした状況を踏まえ、公正かつ効率的な行財政運営の確保に資するため、次の点を基本に効果的に実施する。

- (1) 事務事業について、合规性、経済性、効率性、有効性の観点から検証し、必要に応じて事務や事業の改善を求める。
- (2) 指摘等に対する改善状況を適切に把握し、監査の実効性を高める。
- (3) 区政の透明性と信頼性を高めるため、監査結果等の情報は、速やかに区民に公表する。

2 各監査の方針

各監査は次の各方針により実施する。実施にあたっては、各監査の実施計画を別途定める。

(1) 定期監査

平成23年度及び平成24年度の監査実施当日までに執行された事務事業に対する基本的な監査として、収入・支出、契約及び財産管理等の財務事務が法令等に適合し、適正に執行されているかに主眼を置くとともに、事務事業が事業目的の達成に向け効率的・効果的に行われているかにも留意して実施する。

実施にあたっては、重点事項を設定し、効果的な監査に努める。

対象は、庁内全部局及び事務執行の状況を勘案して抽出した庁外施設とする。

(2) 工事監査

平成23年度及び24年度執行の工事のうち、工事規模などを勘案して対象を抽出し、施工の状況に応じて中間監査あるいは竣工監査を実施する。

監査にあたっては、技術的及び事務的観点から計画、設計、積算、契約、施工等の工

程が適法かつ適正に行われているかなどに主眼を置き実施する。

監査を効果的に実施するために、専門技術的な事項については外部の専門機関に技術調査を委託する。

(3) 行政監査

区の事務事業の中から監査テーマを選定し実施する。

監査にあたっては、その事務事業が経済的、効率的、効果的に行われているかという観点を主眼に実施する。

なお、テーマの選定にあたっては、過去の監査結果、各部の取組み状況、現在の社会情勢等を十分に考慮する。

(4) 財政援助団体等監査

平成23年度における補助金等交付団体、出資団体及び指定管理者（以下「財政援助団体等」という。）の中から、補助金等の金額、事業の内容、施設の規模や目的などを勘案して対象を抽出し、以下の観点で監査を実施する。

(ア) 補助金等交付団体監査

区が補助金等を交付した団体について、経費の使途が適法かつ適正であるか、事業が補助目的や交付規定に沿って適切かつ効果的に執行されているかなどの観点から監査する。

(イ) 出資団体監査

区が出資や出捐を行っている出資団体について、出資等の目的や約款等に沿って、事業運営や会計経理が適切に執行されているかなどの観点から監査する。

(ウ) 指定管理者監査

区立施設の指定管理者について、施設の設置目的に基づいた管理運営や経理の業務等が区との協定書に沿って適正に執行されているかなどの観点から監査する。

あわせて、所管部局に対しては、補助金交付規定等の整備や補助金の交付、出資、指定管理者の指定手続きが適正か、財政援助団体等への指導監督などが適切に行われているかについての監査を実施する。

(5) 決算等審査

区長からの付託を受け、平成23年度の各会計歳入歳出決算、基金の運用状況を審査する。

(ア) 決算審査

一般会計及び特別会計の決算計数が正確なものになっているか、予算執行や財産管理が適正に行われているかなどに主眼を置き審査する。

また、財政状況を正確に把握し、財政運営が健全なものになっているかを判断するために、財政指標にも着目して審査する。

(イ) 基金運用状況審査

基金運用状況報告の計数が正確なものになっているか、基金の運用及び管理が適正に行われているかなどに主眼を置き審査する。

(6) 健全化判断比率審査

区長からの付託を受け、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)に定められた健全化判断比率の算出に誤りがないか、附属資料は適正に作成されているかなどに主眼を置き審査する。

(7) 例月出納検査

各会計の現金及び歳入歳出外現金の出納を対象として、毎月の計数が正確なものになっているか、現金や証書類の保管が適切にされているかなどに主眼を置き検査する。あわせて、財政収支の動向や資金の運用状況等を把握する。

また、収入支出に関わる記録、証拠書類等についても検査する。

(8) 随時監査

事務の執行及び業務の管理に誤謬や不正が発生するおそれがある場合、または、新たな検証を要する場合に、当該事務及び業務について合规性、経済性、効率性、有効性などの観点に留意して実施する。

(9) 住民監査請求による監査等

住民から監査請求があった場合、区長や議会の要求があった場合等の監査は、請求等に的確に対応し、監査を実施する。

3 監査の期間

監査期間は、4月から出納整理期間が終了する翌年5月までとし、各監査の期間は次のとおりとする。

| 監査種別及び対象 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 |
|---------------|--------------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|
| 定期監査 | 政策経営部・会計管理室 | ■ | ■ | ■ | ■ | | | | | | | | | |
| | 区民生活部 | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | | | | | | | |
| | 保健福祉部 | | | | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | | |
| | 保育園・子供園・児童館等 | | | | | | | | | ■ | ■ | ■ | ■ | |
| | 都市整備部 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | | | | | | | | |
| | 環境清掃部 | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | | | | | | | |
| | 教育委員会事務局 | | | | | | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | |
| | 小・中学校等 | | | | | | | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 行政委員会事務局等 | | | | | | | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | |
| 工事監査 | | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | |
| 行政監査 | | | | | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | |
| 財政援助団体等監査 | | | | | | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | | |
| 決算・健全化判断比率等審査 | | | | ■ | ■ | | | | | | | | | |
| 例月出納検査 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | |

随時監査は必要と認めたときに、住民監査請求による監査等は請求に応じて実施する。

例月出納検査は、原則として毎月22日(事務局)及び28日(監査委員)に実施する。

平成24年度監査に關与した監査委員

| 区 分 | 氏 名 | 在任期間 |
|-------|---------|------------------------------|
| 監査委員 | 小 林 英 雄 | 平成23年6月29日から |
| | 岩 崎 英 司 | 平成24年6月29日から |
| | 吉 田 愛 | 平成24年6月 1日から |
| | 増 田 裕 一 | 平成24年6月 1日から |
| 前監査委員 | 茂 木 信 | 平成20年6月29日から 平成24年6月28日まで |
| | 大 熊 昌 巳 | 平成23年6月 1日から 平成24年5月31日まで |
| | 安 齋 昭 | 平成23年6月 1日から 平成24年5月31日まで |

平成24年度監査実施結果報告書

平成25年5月

杉並区監査委員事務局

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

TEL (3312) 2111 (代)